

第146期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社 清水銀行

「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ホームページ（<http://www.shimizubank.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年8月3日 ③新株予約権の総数 220個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,200株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年8月4日から2040年8月3日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年8月1日 ③新株予約権の総数 349個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,490株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年8月2日から2041年8月1日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	3名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年7月31日 ③新株予約権の総数 297個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,970株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年8月1日から2042年7月31日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2018年7月30日 ③新株予約権の総数 479個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,790株 ⑤新株予約権の行使期間 2018年7月31日から2043年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名
	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2019年7月29日 ③新株予約権の総数 981個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 9,810株 ⑤新株予約権の行使期間 2019年7月30日から2044年7月29日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役及び 監査等委員である 取締役を除く)	①新株予約権の名称 株式会社清水銀行 第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2020年8月3日 ③新株予約権の総数 1,305個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 13,050株 ⑤新株予約権の行使期間 2020年8月4日から2045年8月3日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	8名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

第146期 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	10,816	7,413	7,413	8,670	54,632	△3,065	60,236
当期変動額							
剰余金の配当						△637	△637
別途積立金の取崩					△4,000	4,000	－
当期純利益						2,208	2,208
自己株式の取得							
自己株式の処分						△4	△4
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△4,000	5,567	1,567
当期末残高	10,816	7,413	7,413	8,670	50,632	2,501	61,803

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△257	78,208	660	27	688	59	78,956
当期変動額							
剰余金の配当		△637					△637
別途積立金の取崩		－					－
当期純利益		2,208					2,208
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	9	5					5
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			2,323	43	2,366	13	2,379
当期変動額合計	9	1,576	2,323	43	2,366	13	3,956
当期末残高	△248	79,784	2,984	71	3,055	72	82,912

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

その他 3年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,839百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に基づき貸倒引当金を計上しております。

このうち、事業性貸出金に係る債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて格付自己査定システムで判定された信用格付を基礎とし、定性的要素を加味して、決定しております。

② 主要な仮定

債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。これには、債務者の実態としての財務内容、業種・業界の特性や新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた事業の継続性や収益性の見通し、資金繰り、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等が含まれ、債務者の実態を踏まえ個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 2,214百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における会社分類、将来の課税所得、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等を見積りに基づき、将来の税金負担額を軽減する効果があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。なお、将来の課税所得は、足許の実績に将来実施する施策を加味して策定した収益計画等に基づいて見積っております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の前提となる収益計画における将来見通しであります。これには、主に貸出金利息、有価証券利息配当金、役務取引等収益及び営業経費を見積るにあたり仮定する貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り、役務取引等収益拡大のための施策の進捗並びに営業経費削減のための施策の進捗が含まれ、足許の実績に将来実施する施策を加味して設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

経済条件の変動等により将来課税所得に見直しが必要となった場合、翌事業年度に係る計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後一定期間継続すると想定しております。この期間においては、一部業種に深刻な影響が生じるものの、政府等の経済対策や金融機関の支援により、貸出金等の信用リスクへの影響は多額とはならないとの仮定に基づき貸倒引当金を算出しております。また、税効果会計における課税所得については、当行の営業活動は一定の影響を受けるものの、資金需要の増加により貸出金残高は堅調に推移し、有価証券運用についても一定の影響を受けるとの仮定に基づき見積りを行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 429百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,834百万円、延滞債権額は13,401百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は491百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,052百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,779百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,135百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 137,309百万円

その他資産 3,662百万円

担保資産に対応する債務

預金 64,632百万円

債券貸借取引受入担保金 22,914百万円

借入金 104,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、現金20,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金642百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、307,626百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が304,796百万円あります。上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高103,869百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | | |
|-----|--|-----------|
| 9. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 21,663百万円 |
| 10. | 有形固定資産の圧縮記帳額 | 364百万円 |
| 11. | 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は21,954百万円であります。 | |
| 12. | 関係会社に対する金銭債権総額 | 7,176百万円 |
| 13. | 関係会社に対する金銭債務総額 | 4,077百万円 |

(損益計算書関係)

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 335百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 35百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 33百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 40百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 21百万円 |
| その他業務・その他経常取引等に係る費用総額 | 697百万円 |

2. 使用方法の変更により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
静岡県内	営業店舗 1 か所	建物及び動産	14百万円
		(うち建物	14百万円)
静岡県内	店舗外現金自動設備13か所	建物及び動産	12百万円
		(うち建物	11百万円)
合計			26百万円
			(うち建物 26百万円)

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	56,076	295	2,170	54,201	(注)
合 計	56,076	295	2,170	54,201	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 295株

減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 2,170株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	△4

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	429
関 連 法 人 等 株 式	—
合 計	429

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	10,971	7,303	3,668
	債 券	143,556	142,483	1,073
	国 債	30,442	30,206	235
	地 方 債	51,933	51,617	316
	社 債	61,180	60,658	522
	そ の 他	51,848	49,769	2,079
	外 国 債 券	43,741	41,777	1,964
	小 計	206,376	199,555	6,821
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	6,069	7,300	△1,230
	債 券	58,628	59,234	△605
	国 債	36,890	37,427	△536
	地 方 債	12,967	12,990	△22
	社 債	8,770	8,816	△46
	そ の 他	36,310	37,881	△1,571
	外 国 債 券	10,371	10,594	△223
	小 計	101,008	104,415	△3,407
合 計		307,385	303,970	3,414

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,485
その他	1,224
合 計	2,709

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	1,246	515	－
債 券	1,730	25	－
国 債	－	－	－
地 方 債	－	－	－
社 債	1,730	25	－
そ の 他	32,504	1,076	380
外 国 債 券	29,190	1,053	377
合 計	35,481	1,617	380

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式15百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、次の基準に該当する場合で回復する見込みがあると認められない場合であります。

(1) 株式

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 株式市場の取引時間中における株価が過去1年間に50%以上下落したことがある場合
- ③ 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(2) 債券及び投資信託

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
(2021年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得 原価 を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの (百万円)
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,000	1,000	－	－	－

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,807	百万円
有価証券償却	1,198	
退職給付引当金	1,248	
ソフトウェア等償却	221	
土地評価損	182	
賞与引当金	131	
減価償却	89	
その他	253	
繰延税金資産小計	5,133	
評価性引当額	△2,196	
繰延税金資産合計	2,936	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△430	
退職給付信託設定差益	△254	
その他	△38	
繰延税金負債合計	△722	
繰延税金資産の純額	2,214	百万円

(関連当事者との取引)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子 会 社	清水信用保証 株式会社	所有 直接100%	貸出金の 被保証 (注1) 役員の兼任	当行の住宅ローン債権等 に対する被保証 (注2)	221,266 (注3)	—	—

(注) 1. 当行は、清水信用保証株式会社より、住宅ローン債権等に対する保証を受けております。

2. 保証条件は、保証対象となっている住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

3. 取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又は 職 業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及び その近親者	石井 誠 (河野誠の 義弟)	—	—	(株) 石井組 代表取締役社長	—	債務保証 (注1)	当行貸出金の保証 (注1)	410 (注3)	—	—
役員及び その近親者	石井 誠 (河野誠の 義弟)	—	—	富士運送 (株) 代表取締役社長	—	債務保証 (注2)	当行貸出金の保証 (注2)	312 (注3)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当行は株式会社石井組に対する与信取引について、石井誠氏より債務保証を受けております。

2. 当行は富士運送株式会社に対する与信取引について、石井誠氏より債務保証を受けております。

3. 取引金額は、2021年3月31日現在の保証残高です。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 7,149円32銭

1株当たりの当期純利益金額 190円65銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 190円12銭

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

第146期 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,816	7,648	62,534	△257	80,741
当期変動額					
剰余金の配当			△637		△637
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,163		2,163
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△4		9	5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△4	1,525	9	1,530
当期末残高	10,816	7,643	64,060	△248	82,272

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当期首残高	660	27	△320	367	59	1,343	82,512
当期変動額							
剰余金の配当							△637
親会社株主に帰属 する当期純利益							2,163
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,330	43	596	2,970	13	44	3,027
当期変動額合計	2,330	43	596	2,970	13	44	4,558
当期末残高	2,991	71	275	3,337	72	1,388	87,071

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

清水ビジネスサービス株式会社

清水銀キャリアアップ株式会社

清水総合メンテナンス株式会社

株式会社清水地域経済研究センター

清水信用保証株式会社

清水リース&カード株式会社

清水総合コンピュータサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

当行の商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸

倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社7社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、軽微であります。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、軽微であります。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 7,897百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に基づき貸倒引当金を計上しております。

このうち、事業性貸出金に係る債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて格付自己査定システムで判定された信用格付を基礎とし、定性的要素を加味して、決定しております。

② 主要な仮定

債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。これには、債務者の実態としての財務内容、業種・業界の特性や新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた事業の継続性や収益性、資金繰り、キャッシュ・フローを考慮した債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等が含まれ、債務者の実態を踏まえ個別に評価し、設定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 2,308百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)における会社分類、将来の課税所得、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等の見積りに基づき、将来の税金負担額を軽減する効果があると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。なお、将来の課税所得は、足許の実績に将来実施する施策を加味して策定した収益計画等に基づいて見積っております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の前提となる収益計画における将来見通しであります。これには、主に貸出金利息、有価証券利息配当金、役務取引等収益及び営業経費を見積るにあたり仮定する貸出金平均残高及び貸出金利回り、有価証券平均残高及び有価証券利回り、役務取引等収益拡大のための施策の進捗並びに営業経費削減のための施策の進捗が含まれ、足許の実績に将来実施する施策を加味して設定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

経済条件の変動等により将来課税所得に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後一定期間継続すると想定しております。この期間においては、一部業種に深刻な影響が生じるものの、政府等の経済対策や金融機関の支援により、貸出金等の信用リスクへの影響は多額とはならないとの仮定に基づき貸倒引当金を算出しております。また、税効果会計における課税所得については、当行グループの営業活動は一定の影響を受けるものの、資金需要の増加により貸出金残高は堅調に推移し、有価証券運用についても一定の影響を受けるとの仮定に基づき見積りを行っております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,027百万円、延滞債権額は13,464百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は491百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,052百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,034百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,135百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	137,309百万円
その他資産	3,662百万円

担保資産に対応する債務

預金	64,632百万円
債券貸借取引受入担保金	22,914百万円
借用金	104,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、現金20,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金662百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、310,015百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が307,184百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高103,869百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 22,597百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 364百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は21,954百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益515百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等償却58百万円を含んでおります。
3. 使用方法の変更により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
静岡県内	営業店舗 1 か所	建物及び動産	14百万円 (うち建物 14百万円)
静岡県内	店舗外現金自動設備13か所	建物及び動産	12百万円 (うち建物 11百万円)
合計			26百万円 (うち建物 26百万円)

当行及び連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	11,641,318	—	—	11,641,318	
合 計	11,641,318	—	—	11,641,318	
自己株式					
普通株式	56,076	295	2,170	54,201	(注)
合 計	56,076	295	2,170	54,201	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 295株

減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 2,170株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			72	
合 計			—			72	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	289百万円	25円	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	347百万円	30円	2020年9月30日	2020年12月10日
合計		637百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

	株式の種類	配当金の総額	配当の原 資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	347百万円	利益剰余金	30円	2021年3月31日	2021年6月25日

なお、上記については、2021年6月24日開催の定時株主総会の議案として提案しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務・クレジットカード業務などの金融サービスに係る業務を行っております。当行では、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動リスクの回避等を目的として、資産・負債の総合的管理（A L M）を行っており、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

また、当行の一部の連結子会社には、信用保証業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に貸出金及び有価証券であり、金融負債では、主に預金及び借入金となっております。また、リース業務を行う連結子会社において、リース資産を保有しております。

貸出金は、主として国内の取引先に対するものであり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、価格変動リスクに、外貨建債券については為替変動リスクに晒されております。

預金及び借入金は、一定の環境の下で当行及び当行グループが市場で調達できない場合、支払期日にその支払を実行できなくなるなど、流動性リスクに晒されております。

当行の保有する金融商品は、資産・負債ともに変動金利または期間1年以内の短期間のものの資金運用及び資金調達が中心となっております。固定金利による資金運用及び資金調達については、金利変動リスクに晒されていることから、円金利スワップ取引を行うことによって当該リスクを回避しております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されており、先物為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しております。

A L Mの一環として、デリバティブ取引（円金利スワップ取引）を行っております。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である預金・貸出金に係る金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ有効性評価の方法に関しては、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

一部の連結子会社では、貸出金や株式による資金運用及び借入金による資金調達を行っております。当該金融商品は金利変動リスク、流動性リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、経営の健全性を確保するため、「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しております。これに基づき、各リスクカテゴリーにリスク所管部門を設置するとともに、具体的な管理の方法等を定めた、リスク管理規則及びリスク管理手続等を制定しております。また、当行が抱えるリスクを一元的に管理するため、総合統括部にリスク統括室を設置しております。

① 信用リスクの管理

当行グループは、「統合的リスク管理規程」に基づき、審査部をリスク所管部門としております。信用リスクに関する各種の情報については、速やかに取締役会等に報告がなされ、的確かつ迅速な与信判断を行うことができる態勢としております。

また、貸出先の信用リスクを統一的な尺度で測るため信用格付制度を導入し、リスク量の計測や適切なポートフォリオ管理に努め、リスクの分散と安定した収益確保に努めております。

② 市場リスクの管理

i. 金利リスクの管理

当行では、金利リスクは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。市場リスク管理については、取締役会にて承認された「統合的リスク管理規程」において、総合統括部リスク統括室をリスク所管部門としております。債券等の時価評価及び金利リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

預金、貸出金及びオフバランス取引等の金利リスクについては、月次管理しております。

これら金利リスクの状況は、A L M体制の枠組みの中で、月次で経営会議及びA L M収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の金利リスクについては、資産・負債の構成が、銀行単体に比して少額であることから、リスク計測をしておりません。

ii. 為替リスクの管理

当行では、為替の変動リスクに関して、外貨建資産及び負債ごとに管理しており、先物為替予約等を利用し、リスク回避を行っております。

iii. 価格変動リスクの管理

当行では、出資等または株式等エクスポージャーは、市場リスクの一つとして位置付け、管理しております。

株式等の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、総合統括部担当取締役、市場営業部担当取締役に報告されております。

出資等または株式等エクスポージャーの価格変動リスクについては、他の市場リスクのリスクファクターとともに、経営会議やA L M収益管理委員会に報告されております。

連結子会社の保有する出資等または株式等エクスポージャーは、非上場株式が中心であり、価格変動の影響が軽微であることから、リスク計測を行っておりません。

iv. デリバティブ取引

当行では、デリバティブ取引に関して、当行の金利変動等のリスクヘッジを目的としてデリバティブ取引に取り組んでおり、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引の状況については、月次で管理しており、A L M体制の枠組みの中で、経営会議、A L M収益管理委員会に報告されております。

v. 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、売買目的有価証券を有する会社は当行のみであります。売買目的有価証券として保有している有価証券は「商品有価証券」であり、当該有価証券のリスク管理については、バリュー・アット・リスク(VaR)を用いて算出しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間720日)を採用しており、2021年3月31日におけるVaRは1百万円であります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券、株式及び投資信託、「預金」、及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。なお、当行グループのうち、当行以外では、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける金融商品の保有額が少額であるため、リスク管理の対象としておりません。

これらの金融資産及び金融負債について、金利の変動リスク及び価格変動リスクの管理にあたり、VaRを用いて定量的に分析し、内部管理に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法(信頼区間99%、観測期間720日)を採用しております。保有期間については、金融商品の保有目的などに応じて20日、60日、240日のいずれかを適用しております。2021年3月31日におけるVaRは、貸出金、有価証券、預金及び金利スワップ取引の合計で16,058百万円であります。

上記(ア)(イ)のVaRは、過去の相場変動を基に統計的な手法で算出した、一定の確率で発生する市場リスク量を表しており、過去の観測期間内の相場変動に比して著しく大きな変動を伴う市場環境においては、そのリスクを正確に捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	216,190	216,190	－
(2) 有価証券 その他有価証券	307,437	307,437	－
(3) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	1,204,283 △7,729		
	1,196,554	1,195,627	△926
資産計	1,720,182	1,719,255	△926
(1) 預金	1,490,782	1,490,948	165
(2) 譲渡性預金	69,400	69,400	－
(3) 債券貸借取引受入担保金	22,914	22,914	－
(4) 借用金	111,455	111,455	△0
負債計	1,694,552	1,694,717	165
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(926)	(926)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	97	97	－
デリバティブ取引計	(829)	(829)	－

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金に準じた方法で時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（先物為替予約）、信用関連取引（クレジット・デリバティブ）等であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（*1）（*2）	1,486
② 組合出資金等（*3）	1,224
合 計	2,710

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について42百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	195,251	—	—	—	—	—
有価証券	17,803	35,556	53,841	45,613	66,342	37,140
その他有価証券の うち満期があるもの	17,803	35,556	53,841	45,613	66,342	37,140
貸出金（*）	96,123	86,383	100,128	80,811	173,433	539,974
合 計	309,178	121,939	153,969	126,425	239,775	577,115

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない16,491百万円、期間の定めのないもの110,936百万円は含めておりません。

（注4）預金、社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	1,385,918	86,740	18,122	—	—	—
譲渡性預金	69,400	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保 金	22,914	—	—	—	—	—
借用金	72,524	26,961	11,858	97	13	—
合 計	1,550,757	113,702	29,980	97	13	—

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△4

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	11,024	7,329	3,694
	債 券	143,556	142,483	1,073
	国 債	30,442	30,206	235
	地 方 債	51,933	51,617	316
	社 債	61,180	60,658	522
	そ の 他	51,848	49,769	2,079
	外 国 債 券	43,741	41,777	1,964
	小 計	206,429	199,582	6,847
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	6,069	7,300	△1,230
	債 券	58,628	59,234	△605
	国 債	36,890	37,427	△536
	地 方 債	12,967	12,990	△22
	社 債	8,770	8,816	△46
	そ の 他	36,310	37,881	△1,571
	外 国 債 券	10,371	10,594	△223
	小 計	101,008	104,415	△3,407
合 計		307,437	303,997	3,440

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,710百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

		売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株	式	1,246	515	－
債	券	1,730	25	－
国	債	－	－	－
地	方	－	－	－
社	債	1,730	25	－
そ	の	32,504	1,076	380
外	国	29,190	1,053	377
合	計	35,481	1,617	380

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式15百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、次の基準に該当する場合で回復する見込みがあると認められない場合であります。

(1) 株式

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 株式市場の取引時間中における株価が過去1年間に50%以上下落したことがある場合
- ③ 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(2) 債券及び投資信託

- ① 過去1年間の平均時価が30%以上下落かつ最高時価が取得原価を下回っている場合
- ② 当該発行体の業績等を勘案し、減損すべきと判断するもの

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,000	1,000	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,388円40銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	186円69銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	186円17銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 18百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別の ストック・オプションの数（注）	普通株式 2,200 株	普通株式 3,490 株	普通株式 2,970 株
付与日	2015 年 8 月 3 日	2016 年 8 月 1 日	2017 年 7 月 31 日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2015 年 8 月 4 日から 2040 年 8 月 3 日まで	2016 年 8 月 2 日から 2041 年 8 月 1 日まで	2017 年 8 月 1 日から 2042 年 7 月 31 日まで

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）8名	当行の取締役（社外取締役を除く）7名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別の ストック・オプションの数（注）	普通株式 4,790 株	普通株式 9,810 株	普通株式 13,050 株
付与日	2018 年 7 月 30 日	2019 年 7 月 29 日	2020 年 8 月 3 日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2018 年 7 月 31 日から 2043 年 7 月 30 日まで	2019 年 7 月 30 日から 2044 年 7 月 29 日まで	2020 年 8 月 4 日から 2045 年 8 月 3 日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利確定前						
前連結会計 年度末	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	－	13,050株
失効	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	13,050株
未確定残	－	－	－	－	－	－
権利確定後						
前連結会計 年度末	2,500株	3,960株	3,270株	5,270株	10,430株	－
権利確定	－	－	－	－	－	13,050株
権利行使	300株	470株	300株	480株	620株	－
失効	－	－	－	－	－	－
未行使残	2,200株	3,490株	2,970株	4,790株	9,810株	13,050株

② 単価情報

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,791円	1,791円	1,791円	1,791円	1,791円	－
付与日における 公正な評価単価	3,500円	2,731円	3,278円	2,121円	1,731円	1,418円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2020年 ストック・オプション
株価変動性（注1）	37.2%
予想残存期間（注2）	3.5年
予想配当（注3）	55円／株
無リスク利子率（注4）	△0.15%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間（2017年1月から2020年7月まで）の株価実績に基づいて算定しております。
2. 過去10年間に退任した取締役の退任時年齢の平均と、現在の在任取締役の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
3. 2020年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。